

知る権利が危ない

－秘密保全法制再編のなかの秘密保全法案－

平成24年11月1日(木)

於 愛知県弁護士会館5階「ホール」

愛知県弁護士会 情報問題対策委員会

第1 秘密保全法制の必要性・目的

我が国では、外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい事案が従来から発生している。加えて、政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界規模で広がる事案が発生している。また、外国等との情報共有の促進のためには、秘密保全に関する制度を法的基盤に基づく確固たるものとすることが重要である。

しかし、秘密保全に関する我が国の現行法令には、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定がない上、罰則の抑止力が不十分といった問題点がある。

国の利益や国民の安全を確保するとともに、政府の秘密保全体制に対する信頼を確保する観点から、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全法制を早急に整備すべきである。

第2 秘密の範囲

1 秘密とすべき事項の範囲

国の説明責任への影響等を踏まえ、秘密情報の中でも、国の存立にとって重要なものののみを厳格な保全措置の対象とすることが適当である（以下、本法制の対象とする秘密を便宜的に「特別秘密」と呼ぶ。）。

特別秘密として取り扱うべき事項について、関係省庁の意見を基に検討すると、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持、の3分野を対象とすることが適当である。

2 事項の限定列挙・秘匿の必要性による絞り込み

前記の3分野のいずれかに属する事項の中から特別秘密に該当し得る事項を更に限定するため、特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくことが適当である。

3 秘密の作成又は取得の主体

- (1) 本法制の目的に照らし、国の行政機関が作成・取得する情報は当然に本法制の適用対象とすべきである。
- (2) 独立行政法人等及び地方公共団体の公的性格に鑑みると、独立行政法人等や地方公共団体が作成・取得する情報についても本法制の適用対象に含めることが適当である。ただし、独立行政法人等についてはその独立性等に配慮すること、また、地方公共団体が通常取り扱う特別秘密は主として警察事務に関連するものと考えられるため、地方公共団体に対する本法制の適用範囲を都道府県警察に限定することも考えられる。
- (3) 民間事業者及び大学（以下「民間事業者等」という。）が作成・取得する情報は、経済活動の自由や学問の自由の観点等から本法制の適用対象としないことが適当である。ただし、民間事業者等が行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体をいう。）から事業委託を受ける場合には、当該事業が行政活動の一環として実施されること等に鑑み、民間事業者等が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当である。

第3 秘密の管理

1 秘密の指定

(1) 指定行為

特別秘密については、その対象を明確に特定するため、標記(標記が困難な場合は通知)による指定を要件とすること、すなわち、実質秘であることを前提に、要式行為たる指定行為により対象たる秘密の外縁を明確化することが適當である。

(2) 指定権者

秘密指定の権限は、原則として、特別秘密の作成・取得の主体である各行政機関等に付与することとするのが適當である。

(3) 秘密指定の効果

特別秘密の指定がなされた情報は、これを取り扱う者が限定され、必要のない者が当該特別秘密を知得することができないよう、厳重な人的管理及び物的管理が求められることとするのが適當である。

(4) 指定の解除

特別秘密がその要件に該当しなくなった場合には、速やかに指定を解除することが当然であり、国民の理解を得る上でも重要である。また、更新制の導入の可否を検討すべきである。

(5) 指定の調整等

特別秘密は、その性格上、統一的に指定され、解除されることが必要であるから、複数の機関で判断が異なる場合の調整の仕組みを整理することが必要である。

2 人的管理

特別秘密を保全するためには、適性を有すると認められた者に取り扱わせること等、それを取り扱う者自体の管理を徹底することが重要である。

(1) 適性評価制度

ア 適性評価制度の整備

適性評価制度とは、秘密情報を取り扱わせようとする者(以下「対象者」という。)について、日ごろの行いや取り巻く環境を調査し、対象者自身が秘密を漏えいするリスクや、対象者が外部からの漏えいの働きかけに応ずるリスクの程度を評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを判断する制度であり、諸外国において既に導入・運用されている。

我が国でも既に平成21年から国の行政機関の職員を対象に秘密情報(特別管理秘密)の取扱者に対して適性の評価を実施しているが、①法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと、②国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の職員が対象となっていないこと、③公私の団体に照会する権限が明確でないこと、などの課題がある。

適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、必要な規定を設けることは、特別秘密の保全の実効性を高める観点から極めて重要である。

イ 適性評価の対象者

行政機関等や民間事業者等において、特別秘密を作成・取得する業務やその伝達を受ける業務に従事する者について、あらかじめ適性評価を実施することが適當である。

一方、内閣総理大臣及び国務大臣は、極めて高度な政治的性格を有する職であ

ることから、適性評価の対象外とすることが考えられ、その他特別の職については、適性評価の必要性を個別に判断することが適當である。

ウ 実施権者

国の行政機関の職員についての適性評価は、原則として各行政機関の長をその実施権者とし、委託された民間事業者等の職員の適性評価の実施権者は、事業を委託した機関における実施権者とすることが適當である。

エ 評価の観点及び調査事項

秘密漏えいのリスクとの関連が深い観点、例えば、我が国の不利益となる行動をしないこと、外国情報機関等の情報収集活動に取り込まれる弱点がないこと、自己管理能力があること又は自己を統制できない状態に陥らないこと等の観点から適性を評価することが考えられる。

したがって、適性評価においては、上記の観点からの評価に必要な事項を調査する必要があるところ、調査事項としては、例えば、①人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍（帰化情報を含む。）、本籍、親族等）、②学歴・職歴、③我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズム等）への関与、④外国への渡航歴、⑤犯罪歴、⑥懲戒処分歴、⑦信用状態、⑧薬物・アルコールの影響、⑨精神の問題に係る通院歴、⑩秘密情報の取扱いに係る非違歴、といったものが考えられる。

また、配偶者のように対象者の行動に影響を与える者について、諸外国と同様、人定事項等を調査することも考えられる。

オ 調査事項の公開及び評価基準の非公開

調査事項を法令上明示することが、国民の理解を得る観点から適當である。

一方、評価基準を明らかにすると、漏えいのリスクがあることを不当に隠そうとする者に対抗措置を講ずる機会を与えるおそれがあることから、その性質上、公開にはそぐわないものと考えられる。

カ プロセス

(ア) 対象者の同意と調査票の提出

対象者のプライバシーに深く関わる調査となることから、対象者の同意を得て手続を進めることが肝要である。

(イ) 対象者への面接

(ウ) 第三者に対する照会等

正確な調査のため、金融機関等の公私の団体に調査事項に関して照会する権限や、職場の上司等の対象者をよく知る者に対して質問する権限を実施権者に付与することが適當である。

(エ) 適性の判断

調査結果を総合的に評価する必要があり、適性の判断は実施権者の裁量的判断に委ねられるべきと考えられる。

(オ) 対象者に結果を通知

(2) 取扱者の指定

漏えいの可能性を低減させるため、適性を有すると認めた者の中から、業務上の必要性から真に必要のある者を取扱者として指定することが適當である。

(3) 研修

秘密保全の意識を啓発するとともに、秘密保全に係る個別具体的な手続等に関する

る知識を習得させるため、特別秘密を取り扱わせる職員に研修を実施することが適当である。

3 物的管理

特別秘密を保全するためには、作成・取得から廃棄・移管までの各段階において、個別具体的な保全措置を日常的に講ずる必要がある。

第4 罰則

1 罰則に関する基本的な考え方

特別秘密の漏えいを防ぐには、本来知る立場にない者が特別秘密を知ることにつながる行為について、刑罰をもって臨むことが必要である。そして、その保全状態を保護することが効果的と考えられること、及び処罰の範囲を必要最小限に抑えることが、本法制に対する国民の理解を得る上で重要と考えられることから、特別秘密を現に保全する者、すなわち業務によりこれを取り扱う者による漏えいを処罰し、特別秘密の漏えいを根元から抑止することを基本的な考え方とすることが適当である。

2 禁止行為

(1) 故意の漏えい行為

ア 業務により特別秘密を取り扱う者

業務により特別秘密を取り扱う者による故意の漏えい行為を処罰することが適当である。

このような者には、特別秘密を取り扱うことを業務とする者、すなわち特別秘密の作成・取得の趣旨に従いこれを取り扱う者（以下「取扱業務者」という。）と、自己の業務の遂行のために必要性が認められて特別秘密の伝達を受け、これを知得する者（以下「業務知得者」という。）があるが、両者で法定刑を区別すべきかについては更に検討すべきである。

イ その他の者

取扱業務者又は業務知得者以外の者（以下「業務外知得者」という。）が特別秘密を第三者に漏えいした場合を処罰の対象とすることについては、漏えいの根元からの抑止につながらず、特別秘密文書をたまたま拾った一般人まで処罰対象になり得るなど処罰対象が広がる上、正当な報道活動も構成要件に該当し得るため報道活動への影響も懸念される。このため、業務外知得者による漏えい行為は処罰しないこととすることが適当である。

(2) 過失の漏えい行為

業務により特別秘密を取り扱う者は、その業務に応じ、特別秘密を厳格に保全し漏えいを防ぐ責任を有していると考えられるから、このような者に対しては、漏えいを防ぐ注意義務を認め、過失による漏えいを処罰することが適当と考えられる。

ただし、業務知得者の過失の漏えい行為の処罰については、その注意義務の程度や他の立法例も考慮し、更に検討する必要がある。

(3) 特定取得行為

特別秘密の保全状態からの流出には、以下のように取扱業務者等による漏えい行為の処罰では抑止できない取得行為を原因とする場合がある（以下、下記①②に該当する行為を便宜的に「特定取得行為」という。）。

- ① 財物の窃取、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
- ② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合

特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもので、適法な行為との区別は明確であり、また、特別秘密を保全状態から流出させる点で取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性が認められる行為である。したがって、処罰の範囲を必要最小限に抑えるという基本的な考え方の下でも、特定取得行為を処罰対象とすることには理由がある。

(4) 未遂行為、共謀行為、独立教唆行為、煽動行為

特別秘密の故意の漏えい行為の未遂、共謀、独立教唆及び煽動については、それぞれの行為の悪質性・危険性を踏まえ、自衛隊法が防衛秘密の漏えいに関するこれらの行為を処罰の対象としていることも考慮すると、これらを処罰対象とすることが適当である。

また、特定取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の未遂、共謀、独立教唆及び煽動も処罰することが適当である。

3 法定刑

(1) 自由刑について

防衛秘密の漏えい行為に対する刑の上限が懲役5年であることからすれば、本法制における刑の上限も懲役5年とすることが考えられる。しかしながら、刑事特別法及びMDA秘密保護法では刑の上限が懲役10年であること等を考慮すると、本法制における刑の上限を懲役10年とすることも考えられる。さらに、法定刑を相当程度重いものとする観点からは、懲役刑の下限を設けることも検討に値する。

(2) 罰金刑について

これまでに敢行された秘密漏えい事案においては、金銭的対価を伴うものが少なうことから、懲役刑に加え、相当程度の罰金刑を併科できるようにすることが適当と考えられる。

第5 法形式

本法制は新規立法によることが適當であり、運用の統一性や制度の一覧性を確保するという観点から、単一の法制によることとするのが適當である。また、防衛秘密を本法制に取り込み、統一的に運用することが適當である。

第6 国民の知る権利等との関係

本法制は、国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得ることから、本法制と両者との関係について慎重な検討が求められる。

第一に、本法制と国民の知る権利との関係について検討すると、本法制の特別秘密は、国の安全、外交等の分野の秘密情報の中で特に秘匿性が高いものであることから、情報公開法の不開示情報に含まれるものと解され、同法により具体化されている国民の知る権利を害するものではないと考えられる。

また、国の存立に関わる重要な情報である特別秘密を厳格な保全措置の下に置くことについては、国民の知る権利の重要性を前提としても合理性が認められる。こうし

た観点からも、本法制を整備することが国民の知る権利との関係で問題になるものではないと考えられる。

第二に、漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁が、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としても保護されない反面、正当な取材活動は処罰対象とならないことが判例上確立している。

また、本法制における特定取得罪は、現行法上の犯罪や社会通念上是認できない行為に限って処罰対象とするものであるから、上記の最高裁の立場に照らすと、取材の自由の下で保護されるべき取材活動を刑罰の対象とするものではないと考えられる。

したがって、漏えいの教唆や特定取得行為を処罰することとしても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

以上から、本法制は、国民の知る権利等との関係で問題を生ずるものではないと考えられる。しかしながら、一たび本法制の運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとは言えないことから、政府においてはその趣旨に従った運用を徹底することが求められ、また、国民においてはその運用を注視していくことが求められる制度であることは、特に強調しておきたい。

第7 立法府及び司法府

立法府及び司法府がそれぞれの業務上の必要性から特別秘密の伝達を受け、国会議員や裁判官等がそれを知得することが想定し得るため、漏えい時の罰則の適用など然るべき保全措置が取られることが本来適当である。

しかしながら、立法府については、特別秘密に係る国会議員の守秘義務の在り方を検討するためには、国会議員に守秘義務が課せられておらず、また、憲法上、議院で行った発言について免責特権が認められていることを踏まえ、立法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要があると考えられるが、このような検討は立法府に委ねることが適当と考えられる。

また、司法府については、裁判官に罰則を伴う守秘義務が設けられていない一方、弾劾裁判及び分限裁判の手続が設けかれていることも踏まえ、司法府における秘密保全の在り方全般と特別秘密の保全の在り方との関係を整理する必要があると考えられるが、このような検討は司法制度全体への影響を踏まえて別途検討されることが適当と考えられる。

なお、国会議員であっても、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣及び大臣政務官として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法制の対象とすることが適当である。

おわりに

特別秘密の漏えいにより国や国民が受ける被害の重大さに鑑みれば、その保全体制の整備は喫緊の課題である。知る権利など国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ守るべき秘密を確実に保全する制度を構築することは、国民の利益の一層の実現に資するものである。

今後、この報告書の内容を十分に踏まえ、速やかな法制化が図されることを希望するものである。

秘密保護法制再編のなかの秘密保全法案

田島泰彦

1 秘密保全法制の提案

民主党政権は、昨年10月7日、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が取りまとめた報告書『秘密保全のための法制の在り方について』の内容を十分に尊重の上、次期通常国会への提出に向けて、秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業を進めること」との方針を示した(「政府における情報保全に関する検討委員会」決定)。有識者会議(座長・縣公一郎早大教授)は、検討委員会のもと設置されたもので、報告書は昨年8月8日に公表された。想定される法案(「秘密保全法案」)の今国会への上程が迫っているが、今回の法制化は、政府による情報統制を強化し、市民の知る権利やジャーナリストの取材の自由を脅かす危険な企てと言わざるをえない。

有識者会議の報告書の提案は、一言で言うと「政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全法制を早急に整備すべき」というものだ。2001年の9・11事件の後自衛隊法の改正によって導入された防衛秘密法制も取り込んだ一つの法律(「秘密保全法」)を新たに策定して、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持、の三分野の情報を「特別秘密」と位置づけ、その漏洩行為に対して懲役5年ないし10年とする重罰を科すとともに、漏洩のみならず違法不正な取得行為や漏洩の教唆・扇動行為も犯罪とし、処罰する方向が示されている。

保護される秘密の範囲については、先の三分野を対象とする情報のうち、特別秘密に該当する事項を別表等で具体的に列挙し、例えば「我が国の防衛上、外交上又は公共の安全及び秩序の維持上特に秘匿することが必要である場合」「その漏えいにより国の重大な利益を害するおそれがある場合」などを要件とするなどと提案している。

法制の適用対象については、国の行政機関が作成・取得する情報はもとより、独立行政法人、公共の安全及び秩序の維持に関する情報を作成・取

得する警察を含む地方自治体、行政機関等から事業委託を受ける民間事業者や大学などが作成・取得する情報も対象に含まれるとされる。

規制の対象となる禁止行為は、故意の漏洩行為のほか、過失、特定取得行為、未遂行為、共謀行為、教唆行為・扇動行為が広く含まれるし、国外犯についても処罰対象とされ、自首減免規定も用意されている。なお、「秘密を漏えいする一般的リスクがあると認められる者をあらかじめ除外する」ための仕組みとして、「適性評価制度」の整備も提案している。

2 秘密保護法制の再編

今回の法制化の直接的な契機は、2010年に発生した尖閣諸島沖での中国漁船と海上保安庁巡視船の衝突映像流出事件だった。衝突映像を非公開にした民主党政権は、海上保安官による映像の流出を受けて、菅首相(当時)は情報漏洩の罰則の強化などをはじめ機密保全対策を検討する委員会の設置を仙石官房長官(当時)に指示し、今回の法制化に至ったわけだ。しかしながら、もう少し長い射程で眺めると、この国で近年進展しつつある軍事秘密に関わる一連の秘密保護法制の強化、拡大の一環、延長として捉える視点が大切だ。

2001年、9・11事件直後の10月、テロのどさくさにまぎれて、自衛隊法の改正という形で、新たに「防衛秘密」保護制度(防衛秘密法制)が創設された。この仕組みは、旧来の自衛隊員の守秘義務規定に加えて、自衛隊や防衛に関する広範な情報について、防衛庁長官(現防衛相)に「防衛秘密」を指定する権限を委ね(自衛隊法96条の2の第1項)自衛隊員だけでなく、そうした秘密を扱う一般国家公務員や民間の防衛産業の従業員なども広く漏洩処罰の対象とし(96条の2の第2項、122条1項)、漏洩の共謀・教唆・扇動はもちろん、従来の守秘義務条項が対象としてこなかった未遂犯、過失犯、国外犯も新たに処罰するとともに、漏洩にはその守秘義務条項の5倍もの重罰を科

す、というものである。

これは、自衛隊員の服務規律をはるかに超え、はみ出して、防衛秘密の新たな制度が発足したことと意味する。かつて1985年に自民党が提案し、国民の強い反対で挫折した国家秘密法の部分的な導入に他ならない。今回の秘密保全法制は、従来の防衛秘密保護の枠組みを外交や公共の安全と秩序に関する広範な情報にまで押し広げ、重罰のもとで秘密の保護を強める試みと位置づけることができよう。

2007年8月、日米両政府はGSOMIA(General Security of Military Information Agreement.軍事情報包括保護協定)と一般に呼ばれる協定(正式名称は、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」)を締結した。この協定が締結された背景は、一つは日米の軍事協力の進展・一体化であり、もう一つは、ミサイル防衛システムの日米共同開発をはじめ、日米の防衛企業の関係の強化進展である。こうした要請を受けた軍事情報の提供、共有の進展、緊密化のために秘密の保護が強く求められることになったのである。

協定の核心の一つは、軍事情報を譲渡した国の了解なしに受領した国が第三国にその軍事情報を譲渡してはならないという論点である(6条)。さらに、軍事情報を譲渡した国と同程度の保護の措置をとらなければならないというルールになっている(2条)。アメリカが日本に対して軍事情報を提供したとき、提供された日本の政府は、アメリカが自国で保護しているシステム(例えば、防諜法)と同じような程度で保護しなくてはいけないことになる。また、秘密軍事情報への職員のアクセスを定め、秘密軍事情報を取り扱う政府職員に対してセキュリティ・クリアランスを実施する規定も含まれている(7条)。

成立したGSOMIAを踏まえて、今後の日本の軍事秘密法制は現行の国内法を拡大強化し、新たな立法措置を講ずることが求められることになる。今回の秘密保護法制は、こうした日米間の軍事秘密保護の促進強化という文脈からも考えなければならない。

3 法制化の問題点

有識者会議報告書が示す法制化の問題点の第一は、広範過剰な秘密保護の設定とそれによる知る

権利や情報公開の侵害、逸脱である。今回の提案は、「特別秘密」のカテゴリーのもと、防衛秘密法制も組み込むだけでなく、外交や公共の安全と秩序の維持に関する情報まで一気に保護の範囲を広げ、特別の規制の射程に含めている。「国の安全」という情報の対象も広いが、それ以上に、グローバル化しつつある現代社会においては、多くの問題が「外交」に関係しているし、さらに「公共の安全と秩序の維持」という類型に至っては、犯罪の予防、捜査などの警察の活動はもとより、原発事故なども含め、広範な対象が含まれる。また、保全法制の適用対象の範囲が、行政機関が作成・取得する情報を超えて、警察を含む地方公共団体や独立行政法人、さらには行政機関等からの事業委託を受けた民間事業者や大学が作成・取得了情報まで広げられたことは保護の範囲をさらに押し広げ、地方自治や経済活動の自由、さらに学問の自由などの観点からも問題になる。

しかも、既に成立した防衛秘密法制の枠組みを踏襲し、特別秘密に該当する事項を別表で列挙し、秘密の指定と判断を行政機関などに委ねるという方式がとられている。別表による事項列挙方式については、現行の防衛秘密法制の場合、自衛隊法「別表第4」で10項目の事項が掲げられている。そのうち1では、「自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」とあり、これ自体で広範な対象を含んでおり、10項目で列挙された事項をすべて含めるとおよそ自衛隊や防衛に関する事項をすべてカバーするに等しいほど広範包括的なものとなっているので、範囲を限定する役割を果たしているとは言い難い。今回の法制化ではこの防衛秘密にとどまらず、国の安全、外交、公共の安全と秩序の維持をカバーする広大な領域についてそれぞれ無限ともいえる包括的な事項が列挙されることが想定される。

さらに、報告書の提案では、そのように広範な事項のうち特別秘密に指定する情報は、「特に秘匿することが必要な場合」とか、「漏えいにより国の重大な利益を害するおそれがある場合」などの抽象的で不明確な基準のもと行政機関の判断(指定)に委ねることが示されている一方、秘密を限定する制度的担保は一切設けられていない。例えば、防衛秘密法制では、防衛大臣が、「公になっていないもののうち、わが国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」を防衛秘密として指定するという規定になっている(第96条の2)。

このような秘密の指定を行政機関の広い裁量に委ね、秘密を限定する制度的担保を欠くメカニズムでは、情報の公開を過剰に、また恣意的に制限してしまう危険があり、市民の知る権利や情報公開の精神と真っ向から逆行することになる。

第二に、ジャーナリストやメディアの取材の自由にも深刻な制約が及ぶことが危惧される。まず何よりも、特別秘密を取り扱う者に漏洩等を重罰で禁止することになり、しかもその範囲を国の安全のみならず、外交と公共の安全及び秩序の維持に関する情報まで広げ、また国家公務員のみならず、独立行政法人の職員、警察官などの地方公務員、民間事業者や大学の職員も規制が及ぶことになると、情報源の萎縮は広く強く進むことは必定で、記者やジャーナリストの取材はいっそう困難にならざるを得まい。情報源への回路が厳しく制約されれば、有意味な取材・報道の自由の実質は形骸化し、読者や視聴者たる市民の知る権利の恩恵は貧しくなるしかない。

さらに、提案されている法制では漏洩の教唆・扇動行為も処罰対象と考えられているので、ジャーナリストや記者の取材活動自体もダイレクトに規制を受け、自由を不当に侵害されるおそれが強い。また、報告書では、秘密を取り扱う者の漏洩等の行為だけでなく、「特別取得行為」についても処罰対象としている。すなわち、財物の窃取、不正アクセス、管理場所への侵入や偽罔による誤信させる行為、暴行・脅迫などの取得なども禁止、処罰することが想定されているので、記者やジャーナリストも含め一般人も処罰対象になる。この規定に触れることを名目に、記者やジャーナリストの取材活動や、市民運動に取り組んでいる市民の調査・監視活動が直接規制のターゲットにされるおそれも出てきた。

なお、報告書は、正当な取材活動は処罰対象とならないことが判例上確立しているし、特定取得罪も犯罪に該当するか、社会通念上是認できない行為に限って処罰対象とするのだから、正当な取材活動を規制するものではないと弁明している。しかしながら、報告書が依拠している外務省機密漏洩事件の最高裁決定は、刑罰法令に触れないものであっても、「法秩序全体の精神に照らし、社会通念上是認することができない」場合には正当な取材行為の範囲を逸脱し、違法性を帯び、男女関係に絡む取材手法は正当な取材活動の範囲外として処罰を正当化しているのだから、取材の自由

の保障があるとはとうてい言えない。教唆罪や特定取得罪について、刑罰法令や犯罪に該当する場合を越えて、あいまいで不明確な「社会観念上」、「社会通念上」は認できない行為までも処罰の対象としているので、取材や調査の活動が規制対象となる可能性は拭い難い。

このほか、報告書は、秘密保全の一環として、「特別秘密の取扱者から秘密を漏えいする一般的リスクがあると認められる者をあらかじめ除外する仕組み」である適性評価制度の整備を提案している。これは、前述したGSOMIA 7条と同様の趣旨からなる構想である。報告書では、たとえば、わが国の不利益となる行動をしないこと、外国情報機関等の情報収集活動に取り込まれる弱点がないことなどの観点から、人定事項、学歴・職歴、わが国の利益を害する活動への関与、外国への渡航歴、犯罪歴、信用状態など詳細な事項について第三者に対する照会等も含め調査し、適性の判断をするという制度を導入するというものが、センシティブ情報を含め重大なプライバの侵害と恣意的な差別・選別がまかりとおりかねず、ひいては国民に公開されるべき情報が特別秘密の名のもとに不当に秘匿されていることに対する正当な内部告発の芽を狭めることになる。

さらに、報告書は、業務上の必要から特別秘密の伝達を受け、知得することが想定しうるので、立法府と司法府も然るべき保全措置が取られることが適當だとしつつも、現実的にはこうした検討は立法府に委ね、また司法府については別途検討されるべきとして、将来に課題を提示した。こうした保全措置が取られればもちろん、措置が取られないとしても、今回のような秘密保全法制が導入されることになれば、国会での国政調査権の行使や裁判所での証拠開示に際して、特別秘密を理由に情報が秘匿され、公開されない可能性を高める危険がある。

以上のように、秘密保全法制の提案は、知る権利や取材の自由が及ばない国家秘密の拡大とその聖域化をいっそう進める危険が強く、かつての国家秘密法案をしのぐ情報統制措置である。民主党政権は情報公開法の改正案も国会に上程してきたが、秘密保全法制の導入は、情報公開法の本質を歪め、形骸化し、空洞化する企てに他ならず、まっとうな公開法制と両立するのは困難なので、断念させるしかない代物だ。

(たじま・やすひこ 上智大学教授)

日弁連秘密保全法制シンポ資料 2012.4.13 作成/田島泰彦

●国家秘密保護法制 これまでとこれから

*以下の表記は簡略化してある

I 防衛秘密法制以前 ~2001年

1 国家秘密保護一般 ▼公務員の守秘義務と違反への処罰/国家公務員法

[秘密の範囲] ・職務上知りえた秘密

[処罰の対象] ・漏洩・そそのかし等 / ・懲役 1年

[規制の対象] ・国家公務員・市民

*なお、地方公務員についても同様の規制(地方公務員法)がある

2 軍事秘密

①▼米軍の機密/日米刑事特別法

[秘密の範囲] ・合衆国軍隊の機密

[処罰の対象] ・漏洩/・探知、収集/・陰謀、教唆、扇動/・過失、未遂/・懲役 10年

[規制の対象] ・市民

②▼(旧)防衛秘密/MSA 秘密保護法

[秘密の範囲] ・米国政府から日本に供与された装備品等および情報

[処罰の対象] ・漏洩/・探知、収集/・陰謀、教唆、扇動/・過失、未遂/・懲役 5年

[規制の対象] ・市民

③▼府秘/自衛隊法

[秘密の範囲] ・職務上知りえた秘密 / ①機密②極秘③秘、の区分

[処罰の対象] ・漏洩 / ・教唆等 / ・懲役 1年

[規制の対象] ・自衛隊員・市民

II 国家秘密法案 1985年、1986年

[秘密の範囲] ・防衛秘密(外交も含む)

[処罰の対象] ・通報/・漏洩/・探知、収集/・陰謀、教唆、扇動/・未遂、過失、国外犯

[規制の対象] ・国家公務員等・市民

[秘密指定・重罰化] ・別表で事項列挙/・行政機関の長が指定/・無期懲役/・報道除外

III 軍事秘密法制の再編 2001年~

1 防衛秘密法制の成立 ▼(新)防衛秘密/自衛隊法の改正 2001年

[秘密の範囲] ・防衛秘密

[処罰の対象] ・漏洩 / ・教唆、扇動等 / ・過失、未遂、国外犯

[規制の対象] ・自衛隊員・一般国家公務員・防衛産業従業員

[秘密指定・重罰化] ・別表で事項列挙 / ・防衛大臣の指定 / ・5年の懲役

2 軍事秘密法制の再編

・①米軍の機密②特別防衛秘密(旧・防衛秘密)③(新)防衛秘密④府秘、の4類型へ

・府秘は「秘」のみに一元化

IV 秘密保全法制 ▼特別秘密/秘密保全法案

[秘密の範囲] ①国家の安全②外交③公共の安全及び秩序の維持、に関する秘密

[処罰の対象] ・漏洩・特定取得行為 / ・教唆、扇動等 / ・過失、未遂、国外犯

[規制の対象] ・国家公務員・地方公務員・独法職員・大学・企業の従業員

[秘密指定・重罰化] ・別表で事項列挙 / ・行政機関の指定 / ・5年から10年の懲役

[その他] ・適性評価制度の導入 / ・国会、裁判所にも保全法制を要請

愛知県弁護士会勉強会・メモ

田島泰彦

●秘密保護法制再編のなかの秘密保全法案

2012.11.1/ 愛知県弁護士会館

1 情報の統制・コントロールのなかの秘密保全法制

- ・共通番号制と秘密保全法制を結びつけるもの 「情報の統制・コントロール」
- ・民主党政権による新たな表現規制 コンピュータ監視法、人権委員会設置法案なども

2 なぜ法制化なのか

(1)法制化の直接的契機としての尖閣映像流出

- ・2009.12,2010.1 「政府における情報保全に関する検討委員会」および「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」の設置
- ・2011.8 有識者会議報告書「秘密保全のための法制のあり方について」

(2)自公政権下の秘密保全法制検討の継承

- ・2008.4 「秘密保全法制の在りかたに関する検討チーム」(議長・官房副長官)の設置
- ・2009.4 作業グループ「秘密保全法制のあり方に関する基本的な考え方について」

(3)秘密保護法制再編のなかの位置づけ

- ・国家秘密法案から、防衛秘密法制、GSOMIA の秘密保護法制再編の一環、展開
- ・秘密保全法制の新たな射程

①本格的な国家秘密保護法制の枠組みへ 防衛秘密法制からのステップアップ

秘密の範囲の拡大 規制対象の拡大 特定取得行為も対象に

②国家秘密法案を超える新たな射程

秘密管理の法制化としての適性評価制度 国会、裁判所への保全要請

③背景としての日米の軍事情報共有の進展、警察の権力の拡大化に留意

3 何が提案されているのか

(1) 秘密保全のための新しい法律の制定

＜既存の防衛秘密も取り込み、国の秘密のうち重要なものを「特別秘密」とし、漏洩に重罰を科し、特定の取得行為や漏洩の教唆等も処罰へ＞

(2) 具体的な提案

①(1)国の安全(2)外交(3)公共の安全及び秩序の維持、に関する情報を「特別秘密」として行政機関が指定

- ②国家公務員、獨行職員、警察官等地方公務員、民間企業従業員、大学研究者も対象
- ③漏洩、過失、特定取得、未遂、教唆等、国外犯も禁止し、懲役5年から10年の処罰
- ④適性評価制度の導入 秘密を取り扱う公務員等を調査し、事前に排除
- ⑤国会、裁判所にも秘密保全を要請

4 法制化はなぜ問題なのか

(1) 法制化には理由があるのか

- ①直接の契機である尖閣映像流出は秘密保護の対象なのか
- ②秘密保護法制は不十分なのか
 - ・従来から国家秘密保護の枠組みは備わってきた
 - ・秘密保護法制の強化拡大へ 国家秘密法案、防衛秘密法制、GSOMIA
- ③民主党の情報公開方針と矛盾

(2) 表現の自由と知る権利はどうなるのか 市民の影響は?

- ①広範過剰な秘密保護による知る権利の侵害と情報公開の形骸化
 - ・曖昧広範な「国の安全」、特に「外交」「公共の安全・秩序維持」まで対象に
 - ・広範な事項列挙 行政機関の裁量で指定 限定の担保なし
 - ・秘密保全法制の成立 情報公開法と両立不可能 公開法は形骸化し、空洞化
- ②取材、調査の自由へも深刻な影響
 - ・取材源に対する広範、深刻な萎縮 取材困難に
 - ・漏洩に対する教唆等、特定取得行為処罰 社会観念上是認できない行為も対象
正当な取材や市民活動の調査も規制されるおそれ

(2) 適性評価制度とは 秘密を取り扱う人自体の選別化 秘密保護をさらに前に

- ・法制定前に既に実施
- ・その意味
 - ①プライバシー侵害 ②公務員等への思想統制 ③内部告発遮断

(3) 国会と裁判所への保全要請 秘密の闇のさらなる密室化

- ・新たな保全措置の要請
- ・今回の法制成立だけでも重大なインパクト

5 情報は誰のものか

- ・<情報の統制・コントロール>か、<市民の自由・情報公開>か

条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第七章中第九十六条の次に第一条を加える。

(防衛秘密)

第九十六条の二

長官は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日

米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛

秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

4 長官は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第五百二十二条を五百二十三条とし、第五百二十二条の次に第一条を加える。

第五百二十二条 防衛秘密を取り扱うことの業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者は、前項の罪を犯した者

のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四（第九十六条の二関係）

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号
八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章の章名の改正規定、第七章中第九十六条の次に一条を加える改正規定、第一百二十二条を五百二十三条とし、第五百二十二条の次に一条を加える改正規定並びに別表第三の次に一条を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「防衛秘密」を「特別防衛秘密」に改める。

*自衛隊法別表第四

別表第四 (第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

個

人情報保護法に象徴される
ような自公政権によるかつてのメディア規制三法に勝るとも劣らない「新たな表現規制」とも称されるべき大掛かりな動きが、民主党政権のもとで進められつつある。

秘密保全法制などの一連の立法を指しているのだが、表現の自由や知る権利を脅かすこうした新たな攻撃を市民社会やジャーナリズムは見過ごしてはならない。

自公政権下で推進された個人情報保

護法や人権擁護法案、さらには児童ボルノ法改正などに際して、野党であった民主党は表現の自由の観点なども踏まえ、自公による表現規制に傾く乱暴な提案に反対するとともに、規制のトーンを抑え、よりマイルドで譲歩的な独自の法案を対置する姿勢を示してきた。ところが、民主党は政権に就くとこうした姿勢を転換し、規制指向を格段に強め、新たな表現規制に向かってひた走るようになつた。

今後、秘密保全法制をはじめ、人権委員会設置法案や児童ボルノ法改正案なども含め、表現規制を狙う重大提案が目白押しだが、もうすでに実現したものもある。昨年、大震災と原発の発生の後に可決成立したコンピュータ監視法だ。犯罪の捜査に際して捜査機関がプロバイダー等の通信事業者に対し話傍受に統いて、コンピュータのメールに対し官憲に介入権限を与えた点を要請できる制度を導入することなどが含まれているのだが、盗聴法による電話傍受に統いて、通信履歴の保全を法律の背景となつていてるサイバーフィル条約では、過去の履歴だけでなくリアルタイムでの通信盗聴も許容される規定になつていて、将来そうした方向での法の改正、拡張される可能性が高い。

秘密保全法制、人権委員会設置法案、児童ボルノ法改正などの課題はいずれも突然提起された目新しい課題といつではなく、今日の要請も踏まえつつ、過去の提案を受け、引き継いだものだ。秘密保全法制は、国家秘密

民主党が進める 新たな表現規制 求められる徹底批判

**メディア
ウォッチング**
M

田島泰彦

週刊金曜日 2012.6.8 (898号)

秘密保全法制などの一連の立法を指しているのだが、表現の自由や知る権利を脅かすこうした新たな攻撃を市民社会やジャーナリズムは見過ごしてはならない。

自公政権下で推進された個人情報保

秘密保全法制などの一連の立法を指しているのだが、表現の自由や知る権利を脅かすこうした新たな攻撃を市民社会やジャーナリズムは見過ごしてはならない。

自公政権下で推進された個人情報保

共

通番号法案（マイナンバー法案）は民主・自民・公明三党による修正協議を経て、衆院内閣委員会で審議入りする可

能性が強まりつつある。民主党政権は、本欄でも何度か取り上げてきた秘密保

全法制についても法案化を目指している。この二つの提案はなぜ一緒に出てくるのか。お互い別々の無関係な提案なのだろうか。そうではなくて、根本このところでつながっているというの私が私の認識だ。

共通番号制と秘密保全法制 情報は誰のものか



田島泰彦

週刊金曜日 2012.8.3 (906号)

週刊金曜日 2012.8.3 (906号)

共通番号制も秘密保全法制とともに国を統治し、管理する側からの「情報の統制・コントロール」という基本的な政策とアプローチの現れだと考えるからである。ここでいう統制やコントロールには、情報の秘匿や禁錮だけなく表現やメディアへの規制も含み、また市民に関する広範な情報を積極的に収集、管理、利用する活動や市民への監視も射程に収めている。こうした情報の統制とコントロールの根源にあるのは「情報はお上のもの」との根深い発想にはがならない。

秘密保全法制はそうした情報はお上のものであることを国家の秘密に即して示そうとする提案だ。国の安全、外交、公共の安全と秩序の維持という広範な国の情報を「特別秘密」として漏洩・取得・教唆等を禁錮し、重罰を科すだけでなく、秘密を扱える人を調査・選別し、国会や裁判所へも保全を求めるというのだから、重要な国情報はお上の意のままに秘匿され、操作されるなかで、ジャーナリストの取材も制約され、ますます市民の届かないところに置かれることになる。

共通番号制の導入は、市民に関する情報の収集・管理・利用という情報の統制とコントロールのもう一つの側面を示している。市民の情報を把握し、利用する有効なツールの一つは、データベース化されているさまざまな情報をつながら枠組みを制度化することで、この点では全国民の巨大なデータベースを構築し、国家による市民管理の重要な基盤的制度としての役割を担う住民基本台帳ネットワークシステムがす

てに成立、運用してきた。
しかしながら、今回の共通番号制は税と社会保障に関する市民の情報について名寄せや突合、データマッチングを当然とし、医療情報も今後取り入れ、民間利用も前提、射程に收め、番号の警察利用も可能とし、番号カード（IDカード）の利用が広がり、国内版バスポートの役割を果たすなど、住基不ットをはるかにしのぐ本格的な総背番号制が企図され、市民への管理と監視を徹底する装置が構築されることになる。情報は誰のものか。情報はお上のものとする統治者や官の側からの情報の統制とコントロールに抗して、「情報は市民のもの」との立場から、知る権利と情報公開の徹底、表現・報道の自由の擁護、プライバシーと自己情報コントロール権の確立を目指して、秘密保全法制と共通番号制を退け、情報を市民に取り戻す課題が私たちに求められている。

自由な社会のために! 秘密保全法を阻止しよう

愛知県弁護士会 秘密保全法制対策本部ニュース 第4号

平成24年10月25日

活動報告

自由な社会を守るために、秘密保全法制定に反対する決議

平成24年10月19日
中部弁護士会連合会第60回定期弁護士会大会

この大会において、秘密保全法制対策本部は、中部6県(愛知・三重・岐阜・福井・石川・富山)の各単位会に所属する弁護士が一丸となって秘密保全法制定に反対し、そのための行動目標を掲げることを提案し、全員一致の賛成をもって採択されました(以下は、決議の全文です)。

政府は、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」を受け、秘密保全法案の制定を目指している。

上記報告書による秘密保全法の内容は、①「特別秘密」という曖昧かつ広範な概念をもって保全すべき秘密を定め、②特別秘密を漏えい等する行為に対し広く重い刑罰を科すとともに、③特別秘密を取り扱う者を管理する適性評価制度により人間まで管理することで、秘密を保護しようとするものである。

しかし、これが成立すると、国民主権、民主主義という憲法原理を破壊するにとどまらず、知る権利、プライバシー権等の国民の基本的人権を著しく侵害するものであることは、以下の理由により明らかである。

まず、特別秘密の定義が「厳格な保全措置の対象とする、特に秘匿を要する秘密」という極めて曖昧なもので、しかも、当該秘密を保有している当の行政機関自身が特別秘密の指定を行うことから、国民に知らせたくない情報は、すべて特別秘密に指定することさえ可能となる。また、特別秘密の対象は、国の安全・外交に関する情報だけでなく、公共の安全及び秩序の維持に関する情報まで含むことから、ありとあらゆる情報が特別秘密の対象となり得る。恣意的な特別秘密の指定により、恣意的に情報操作がなされることで、行政機関が主権者たる国民をコントロールすることを可能とするものである。

次に、処罰規定が罪法定主義に違反する。特別秘密の範囲が不明確であることに加え、処罰される特別秘密の漏えい行為には、過失や実行行為を要し

ない独立教唆、煽動、共謀まで含まれ、処罰範囲が非常に広範かつ不明確になるからである。

また、取材の自由に対する影響も甚大である。特定取得行為の名の下、取材で特別秘密を入手しようとする行為をも処罰される可能性がある。これらの処罰規定の結果、必要な情報が公表されない一方で、マスメディアが取材等を控えるようになることが懸念される。

さらに、特別秘密に指定された情報は、情報公開の対象外となることから、政府としては、情報公開制度によって開示されたくない情報を特別秘密に指定することで、情報公開法制を完全に骨抜きにすることができる。現状の情報公開法でも、外交、防衛、公共の安全及び秩序の維持に関する情報の非開示決定を訴訟で覆すのは極めて困難である。秘密保全法によってこれらの情報が情報公開法の対象情報から外れるとなると、外交、防衛、公共の安全及び秩序の維持に関する情報については、市民は国から提供された情報に依拠するしかない状態となり、情報公開制度は死滅する。

特別秘密を取り扱う者に対する適性評価制度に関しては、当該人物のプライバシー等の機微情報が調査されるばかりか、当該人物の行動に影響を与える者をも調査の対象としていることから、調査対象者が無限に広がり、多くの国民が政府に調査され、管理されるおそれがある。

そもそも、秘密保全法検討のきっかけとされる尖閣諸島沖漁船衝突映像の流出事件についても、中国人スパイ疑惑についても、秘密保全法を立法化するための立法事実にはならない。我が国では、現在に

おいても、国家公務員法、自衛隊法等で、国家秘密の保護が充分なされており、秘密保全法を導入する必要性は全く存しないのである。

以上のように、報告書が導入を提言する秘密保全法は、憲法の定める国民主権原理に反するばかりか、市民のプライバシーをも侵害し、市民を監視下におくものであり、市民の自由を著しく踏みにじるものである。しかも、同法の制定は、市民の権利に重大な影響をおよぼすものであるからこそ、その立法過程に国民的な議論が必要不可欠であるにもかかわらず、有識者会議は、検討内容に関する議事録すら作成せず、国民的議論の抑制をも意図していることが窺われる。

我が国が今なすべきことは、市民を監視し、情報を秘密のヴェールに包むことにより、徒に外国との緊張関係をつくることではない。公開がこれまで不

十分であった外交、防衛、公共の安全及び秩序の維持に関する情報が公開されやすくなることで真の国民主権原理を実現するよう努めるとともに、外国から民主主義国家としての信頼を得ることこそが必要なのである。そして、これらを実現し、自由な社会を守るために、当連合会は、以下の事項を目的として行動していくことをここに確認する。

1 外交、防衛、公共の安全及び秩序の維持に関する情報が何人に対しても適切に公開されるよう、情報公開法の改正を実現すること。

2 検討委員会及び有識者会議における立法過程の透明化を求ること。

3 秘密保全法案の国会提出を断念させること。

以上のとおり、決議する。

2012(平成24)年10月19日

中部弁護士会連合会

学習会

知る権利が危ない

「秘密保護法再編のなかの秘密保全法案」

政府が次期国会にも提出を目指している「秘密保全法」は、情報公開制度を形骸化させ、報道の自由を制約し、さらには秘密保全の名の下に市民を監視するものであることが明らかになってきました。

講師：田島泰彦氏（上智大学教授）

日時：11／1(木) 午後6時から午後8時まで

場所：愛知県弁護士会館 5階ホール（名古屋市中区三の丸1-4-2）

地下鉄「丸の内」駅1番出口より北へ徒歩5分

地下鉄「市役所」駅6番出口より西へ徒歩7分

イベント情報

10／29(月) 街頭宣伝

時間：正午から午後1時まで

場所：名古屋市栄バスターミナル前

【お詫び】

10月18日に予定しておりました街頭宣伝活動は、荒天のため中止させていただきました。
ご予定いただきました皆様にご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

12／11(火) シンポジウム

秘密保護法制と市民の知る権利 ～政府は必ず真実を隠す

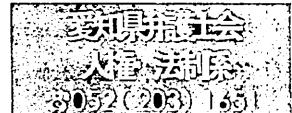
時間：午後6時30分から午後8時30分まで

場所：弁護士会館 10階 1003号室

（東京メトロ霞ヶ関駅B1b出口直結）

主催・問合せ：第二東京弁護士会（電話 03-3581-2257）

学習会の講師を派遣します！お気軽にご相談ください。



アンケート

本日は、お忙しい中、学習会「知る権利が危ない～秘密保護法制再編のなかの秘密保全法案～」にご参加いただきありがとうございました。

今後の活動の参考にさせていただきますので、アンケートへのご協力を願いいたします。

1 本学習会を何で知りましたか？

- ①新聞 ②テレビ ③弁護士会ホームページ ④チラシ ⑤FAXニュース ⑥その他 ()

2 これまで、愛知県弁護士会主催の秘密保全法に関する学習会やシンポジウムに参加したことがありますか？（複数回答可）

- ①弁護士会館での学習会に参加した ②愛知大学でのシンポジウムに参加した ③今回が初めて

3 秘密保全法について、どの程度ご存じでしたか？

- ①よく知っていた ②主な内容は知っていた ③名前を聞いた程度 ④まったく知らなかった

4 本学習会で、秘密保全法の問題点をご理解いただけましたか？

- ①よく理解できた ②まあ理解できた ③問題があることは分かった ④よく分からなかった

5 秘密保全法の問題は、あなたの生活にも影響があると思いますか？

- ①思う ②まあ思う ③あまり思わない ④まったく思わない ⑤分からない

6 秘密保全法に対するご意見をお聞かせください。

7 秘密保全法について、愛知県弁護士会にどのような活動を期待しますか？

ご協力ありがとうございました。

愛知県弁護士会では、秘密保全法に関する勉強会への講師派遣、秘密保全法に反対する運動に関する情報発信（FAXニュース）も行っています。これらをご希望の方は、下記にご記入ください。

希望する情報	1 講師派遣	2 反対運動についての情報（FAXニュース）
ご氏名 (団体名)		
ご連絡先	〒	
電話番号		FAX 番号
メールアドレス		

※ FAXニュース送付ご希望の方は、送付先 FAX 番号もしくはメールアドレスをご記入ください。郵送では承っておりません。

本アンケートにご記入いただいた内容は、FAXニュースの送付および秘密保全法に反対する愛知県弁護士会の今後の活動の参考にする限りで利用し、他の目的では利用いたしません。